

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第8号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年12月20日 01時30分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市鞍掛島南方の岩場 鞍掛島灯台から真方位159° 400m付近 (概位 北緯34° 41.0′ 東経134° 38.3′)	
事故等調査の経過	平成24年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第五住福丸、498トン	
船舶番号、船舶所有者等	130592、阿波海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	球状船首部に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、碎石約1,100tを積載し、船首約3.6m、船尾約4.8mの喫水で阪神港堺泉北区に向け、約8ノットの対地速力で自動操舵により播磨灘北部を東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行し、平成23年12月20日01時30分ごろ鞍掛島南方の岩場に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁して航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の事項	船長は、年末で仕事が忙しくて疲労が蓄積していた。 船長は、付近に他船が見当たらなかったので安心し、椅子に腰を掛けた姿勢で当直を続けるうちに居眠りに陥った。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、鞍掛島南方沖を東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行し、鞍掛島南方の岩場に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、年末で忙しくて疲労が蓄積していたこと、及び付近に他船が見当たらなかった安心感から、椅子に腰を掛けた姿勢で当直中に居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、鞍掛島南方沖を東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行し、鞍掛島南方の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられ	

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none">・疲労が蓄積している状態で船橋当直を行う場合は、身体を動かしたり、顔を洗ったり、ガムをかむなどして居眠りに陥らないよう注意すること。・眠気を払うことができない場合は、他の乗組員と船橋当直を交代すること。
--	--